

保健福祉(事務調査報告)

■調査第五号「次世代育成支援地域行動計画について」

次世代育成支援地域行動計画は、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づくものであり、地方自治体及び事業主の行動計画の策定義務を通じて、次世代育成支援対策の推進が行われ、平成16年には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」がまとめられ、市町村には子育て支援の社会基盤の充実に求められてきたところです。

これらを受けて、富良野市では法律に定める10年間の取り組みのうち、平成17年度から平成21年度までを前期計画として進め前期計画の最終年である平成21年度に見直しを行った後、平成22年度から、本年度までの5年間を後期として進めてきました。委員会では担当部局より計画の基本理念として、子どもたちの成長、幸せをめざし、家族

の愛情のもとで健やかに育つことのできる環境づくりを、家庭、地域、企業、行政などの様々な担い手の協働の下に社会全体で支援していくこととし、6つの基本として取り組んでいます。地域における子育て支援、母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境、子どもと子育て家庭環境にやさしいまちづくり、職業生活と家庭生活の両立の推進、社会的支援を必要とする児童の対応などきめ細やかな取り組みの推進であります。委員会では、富良野市子ども・子育て支援事業計画策定のアンケート結果を基に議論を深めており、継続調査を求めました。



子どもが遊ぶ様子

保健福祉(付託条例審査報告)

第3回定例会において付託さ

れた「富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」「富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」「富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」以上3件の条例は、平成24年8月に公布されたいわゆる「子ども・子育て関連3法」の法律の一部改正に伴い、学童保育事業、認可外保育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業など各種事業における保育時間や利用定員をはじめ、設備及び職員数の基準についてそれぞれ条例を規定しようとするものです。

子ども・子育て新支援法は質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを行い切れ目のない安心して、子育てができる地域社会の実現に向けた取り

組みを目的に、平成27年4月より施行され国は財源として消費税率引き上げによる増収分を充てることとしています。

委員会では、担当部局に本条例の解釈と運用などについて説明を求め、審査の過程では、子ども・子育て関連3法について10月15日に開催された「富良野市子ども・子育て支援制度学習会」に参加し制度内容の理解を深めるとともに、慎重に審査を行い、各委員から新制度への移行が速やかに行われるか、既存の保育現状とサービスの変化、へき地保育所の今後の対応、学童保育における小学校6年生までの拡大にかかる対応、富良野地域の実態を踏まえた保育事業対応の考え方と方向性についてなど活発な議論がなされました。担当部局との質疑や意見交換と各条例の逐条確認、審査を行いサービスのどのように変化していくのかといった視点を加え子ども・子育て支援制度の実施には本件3件の条例制定が必要であるとの結論に達し「原案のとおり可決すべきもの」と全会一致で決定しました。